

特集

あなたの心に 寄り添って

私たちの身近なところに、気軽に相談に乗ってくれる人がいることを知っていますか。近年、急速に社会が多様化・複雑化する中、私たちの悩みごと、多岐にわたります。人権擁護委員は、一人一人の心に寄り添いながら、誰もが自分らしく輝ける社会を目指して、活動をしています。

問い合わせ 福祉課



誰もが自分らしく輝ける社会を
作るために

「皆さんは「人権擁護委員」を知っていますか。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱を受けたボランティアの人々です。全国の市町村に配置が定められており、現在約1万4千人が活躍しています。

人権擁護委員は、相談会などで地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、多くの人に人権について関心を持ってもらえるよう、地域でさまざまな啓発活動を行ったりしています。

人権相談の内容は、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめ、差別など、さまざまです。人権擁護委員は、日々の暮らしの中で私たちの人権が守られるよう、身近なパートナーとして重要な役割を果たしています。

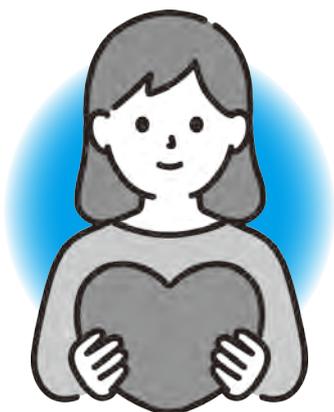
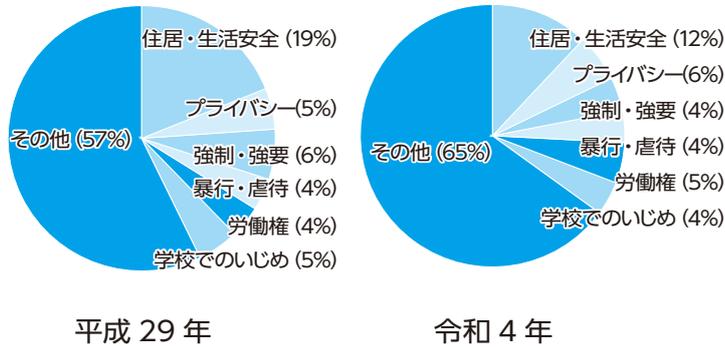


図1 人権擁護委員が受ける相談内容の内訳



多様化する人権問題

人権は、誰もが生まれながらに持っている「自分らしく幸せな生活を営む権利」です。しかし、私たちの身の回りには、同和問題をはじめさまざまな人権問題が存在しています。女性や子ども、障害のある人、高齢者、外国人などへの偏見や差別のほか、最近ではインターネットを悪用した人権侵害や、LGBT（性的少数者）への偏見ヘイトスピーチなど、人権問題はより複雑化・多様化しています。

岡垣町の人権擁護委員

岡垣町では、現在5名の人権擁護委員が活動しています。個人の悩みに対し、年に4回程度相談会を話を聞くほか、LINEや小中学校に配布されるSOSミニレターに返信をして、相談者の問題の解決・解消に向けたお手伝いをしています。

また、人権意識を



高める啓発活動にも取り組んでいます。例えば、「人権の花運動」。毎年、人権教育推進協議会と共同で町内の小学校に人権の花「ヒマワリ」の種を配布し、子どもたちに花を育ててもらいます。みんなで協力して植物を育てることで、子どもたちに命の尊さを感じ、優しさと思いやりの心を育んでもらうことが目的です。子どもたちが大切に育てたヒマワリは、多くの大人に人権の大切さを訴えています。

また、年に2回街頭で人権意識を高めるための啓発活動も行っています。これは福岡県同和問題啓発強調月間や人権週間などに合わせて、人権教育推進協議会と共同で実施しています。町内の商業施設などを中心に活動し、道行く人に声を掛けながら人権の大切さを伝えていきます。



SOS ミニレター



学校でいじめを受けている、親から虐待を受けている、部活動で暴言・暴力を受けているなど、悩みを抱えているけれど、身近な人には相談しにくい、どうしていいかわからない。

そんなときは、「こどもの人権 SOS ミニレター」を利用して相談してください。



「こどもの人権 SOS ミニレター」を書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、希望する方法（手紙または電話）で必ず返信をします。※切手不要

ミニレターは、毎年5～7月に学校に配られ、保健室などに置いてあります。また、こどもの人権 110 番（☎ 0120-007-110）に電話をすれば、ミニレターを送ります。※通話料や送料は無料です



うえまつゆきお
上松雄吉さん

かみいし
亀石ひとみさん

あそうひろみ
麻生洋海さん

人権擁護委員に聞きました



——相談を受けるときは、どんなことに気を付けていますか。

麻生さん その人がどんな気持ちで相談に来たのか、その人の身になって話を受け止めるようにしています。

亀石さん 私も麻生さんと同じです。とにかく、言葉を挟まずに相手の話を聞くことに専念しています。

上松さん 誰にも相談できず、苦しさを抱えている人が多いと思います。まずは全て話を聞いて、受け入れることを心掛けています。

——最近の活動を通じて、どんなことを感じていますか。

麻生さん 昔に比べて、最近は相談に来る人が減ってきていると感じています。何か悩んだときは気軽に相談してほしいですね。



亀石さん 相談を聞いていると、一人で悩みを抱えて、パニックしうになっている人が多いです。話をするだけで楽になることもあるので、深刻になる前に相談してほしいなと思います。

上松さん 人権の花運動などで子どもたちと関わると、純粋な姿にこちらが励まされます。子どものパワーをもらって、次も頑張ろうと思います。

——どのような思いで活動を行っていますか。

麻生さん たくさんの人と関わる中で、相手の悲しみや苦しみが見えることがあります。そんなときは、相手の身になって一緒に考えることができればいいなから活動しています。

亀石さん 相談会のほかにも、子どもたちから貰った「SOSミニレター」の返事を書いています。友人や親のことで本当に辛い思いをしている子どもたちがいますが、返事を書くことでその子たちの悩みが解消に向かい、良い環境で過ご



せるようになればと願っています。

上松さん 法の下の平等を理念とした制度ですから、たくさんの人の思いを背負って活動する必要が、あると思っています。最近は相談内容も多様化していますから、まずは自己啓発をして、さまざまに相談の解消に向けて取り組めるよう、意識を高めていきたいと思っています。

——皆さんに伝えたいことはありますか。

麻生さん 一人で悩み事を抱えている人が安心できる場所を作ることができればいいなと思っています。いつでも相談してください。

亀石さん 人権擁護委員は日本だけの制度。一人で悩みを抱えず、気軽に相談してください。

上松さん 私たちには守秘義務があります。相談内容が誰かに漏れることはありませんので、安心して相談に来てください。

——ありがとうございます。



気軽に相談してください

年4回
開催

次の相談会は8月です。気軽に相談してください。
と き 8月23日(水) 午後1時30分から4時まで
ところ 西部公民館 第1学習室

- 相談は無料です
- 秘密は守ります

法務局、地方法務局またはその支局内に、常設相談所が設置されており、人権擁護委員が法務局職員とともに、面接や電話で相談に応じています。土日祝日及び年末年始を除いて毎日開設しています。

電話相談

●みんなの人権 110番 ☎ 0570 - 003 - 110
さまざまな人権問題についての相談を受け付ける電話です。

●こどもの人権 110番 ☎ 0120 - 007 - 110
いじめや虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

●女性の人権ホットライン ☎ 0570 - 070 - 810
女性をめぐる人権問題についての相談を受ける専用電話です。



インターネットでも相談を受け付けているほか、外国人のための人権相談所や相談電話も開設しています。



更田 まゆみ

【任期】
令和5年7月1日～
令和8年6月30日



占部 美保

【任期】
令和5年7月1日～
令和8年6月30日

人権擁護委員が
変わりました
任期の満了に伴い、
人権擁護委員が変更
になりました。

今年も町を人権の花ヒマワリが彩ります



人権意識を高める啓発活動の一環として人権教育推進協議会と人権擁護委員が共同で行っている「人権の花運動」。子どもたちは、この花がたくさんの人に人権の大切さを伝えてくれることを楽しみにしています。



▲ヒマワリの蕾



▲子どもたちに感謝状を贈る人権擁護委員